令和８年（フ）第８号
宮城県大崎市古川保柳字北田419番地12、開始決定時の住所宮城県大崎市古川字本鹿島70番地28
破産者　武田　　望
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第２８３号
山形県東村山郡中山町大字岡68番地
破産者　西塔　敏子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７号
群馬県沼田市井土上町1078番地６、旧住所群馬県沼田市西原新町1370番地
破産者　宇津野正敏
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第９号
群馬県沼田市井土上町353番地５
破産者　井出　恭徳
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第１１号
静岡県伊豆の国市三福297番地の２　ラフィーヌＢ　303号、開始決定時の住所静岡県賀茂郡河津町浜103番地の２　クロダフォルストＡ―202
破産者　梅田　英樹
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４３６号
横浜市神奈川区新子安１丁目35番５号　平和交通独身寮411号
破産者　志村　正義
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８２号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目29番地１、前住所神奈川県横浜市磯子区栗木１丁目28番23号　シティプラザ栗木302号
破産者　池田　　優
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５号
富山県高岡市下牧野74番地13
破産者　海鮮処さわきこと　澤木　拓也
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４６号
富山県高岡市野村1844番地　メゾン藤306号、前住所富山県氷見市幸町９番76号
破産者　藤井　輝彦
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４７号
埼玉県さいたま市西区大字指扇2689番地９、前住所富山県砺波市十年明32番地　ビレッジハウス砺波２号棟106号室、（前々住所）埼玉県北本市栄７番地　２―21―505
破産者　竹内　有加（開始決定時の氏名　増田有加）
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第６４号
富山県高岡市赤祖父476番地　信開セルーラ駅南Ｓ棟107号、前住所富山県砺波市石丸347番地２　ノーブル千舟Ａ棟105号室
破産者　上瀧　　慧
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第７２号
富山県高岡市京田72　老人保健施設　長寿苑、住民票上の住所富山県高岡市伏木矢田上町１番４号
破産者　松谷　真由美
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第７７号
富山県高岡市中曽根2222番地　ＧコーポＡ棟101号
破産者　福島　理美
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１６９号
山梨県甲府市千塚５丁目11番21号、住民票上の住所山梨県甲府市酒折３丁目11番５号　レヂオンス甲府Ａ―201
破産者　嘉手納みどり
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
静岡県富士市大淵8233番地
破産者　岩間　昭典
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３８号
静岡県富士宮市宮原425番地の２　シャーメゾンへきらＡ102号
破産者　石川　強志
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第４４０号
静岡県浜松市浜名区内野911番地
破産者　小栗　路子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第２６２３号
千葉県船橋市習志野台６丁目３番１―318号、開始決定時の住所愛知県みよし市三好丘旭１丁目５番地７
破産者　大森　直人
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部